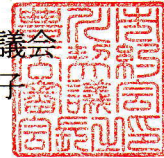


30 豊公審第3号
平成31年2月4日

豊川市長 山脇 実 様

豊川市公契約審議会
会長 金井 幸子



平成31年度労働報酬下限額について（答申）

平成30年9月27日付け30豊契第13号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価の75パーセントを基準とした金額とすることが望ましい。公共工事設計労務単価の設定がない職種については、設定のあった直近3年の普通作業員単価との比率を使用し、その割合を乗じた金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者は、業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額と同額とすることが望ましい。

2 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

豊川市臨時職員賃金又は、地域別最低賃金の1%を上乗せした額の高い金額とすることが望ましい。

なお、労働者の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者や年金等の受給のため労働の対価を調整している者についても同様に、豊川市臨時職員賃金又は、地域別最低賃金の1%を上乗せした額の高い金額とすることが望ましい。

3 付帯意見

条例の施行状況を見ながら、労働報酬下限額の引き上げ及び労働環境確認書の内容確認の方法について検討を行うこと。